

仕様書(案)

1 契約件名

介護ロボット・ICTトライアル導入支援事業の試行に係る支援業務

2 履行場所

保健福祉局高齢社会部高齢社会政策課ほか

3 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

4 事業の目的

介護人材の確保及び定着を図るため、各事業所が介護ロボット・ICT※を気軽にトライアル(試用貸出)できる環境を整備し、介護ロボット・ICT機器の導入促進につなげる。

※介護ロボット・ICTとは、『移乗系支援ロボットや見守りセンサーなど、情報を感知・判断し動作を行うことで利用者の自立支援など介護の質の向上や介護者の負担の軽減に役立つ介護機器』や、『スマホアプリ・タブレット等の活用により情報の入力や記録、共有をスムーズにするなど介護の質の向上や介護者の負担の軽減等に役立つ情報通信技術』

5 委託内容

(1) 業務内容

委託事業 ※詳細は「(2) 委託事業の詳細」に記載	① 「福岡市介護ロボット・ICTトライアル規程」(案)の策定 ② 機器の選定及び調達 ③ 利用者のための受付・試用貸出・相談等窓口の設置 ④ 機器の試用貸出等事務の運営 ⑤ トライアル料の徴収 ⑥ 広報や告知・紹介業務 ⑦ 利用者アンケートやヒアリングの実施 ⑧ 利用効果等の報告 ⑨ 既存のロボット等導入等に関する補助金活用の支援 ⑩ 「介護ロボット・ICTトライアル導入事例書」の作成
対象事業所	福岡市指定介護サービス事業所 ※先着順で最低5カ所の利用を確保
トライアル料	受託者の収入とする。
その他重要事項	・今年度別事業で実施している『令和3年度経営力強化研修』及び『令和3年度介護ロボットエキスパート養成講座』において、それぞれ最低1回、トライアル導入支援の内容について説明を行うこと。 ・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、対面時の対策を十分に行うとともに、必要に応じてオンラインを活用すること。

(2) 委託事業の詳細及び企画提案にあたっての留意事項

- ① 「福岡市介護ロボット・ICTトライアル規程」(案)の策定
 - ・介護ロボット・ICT等のトライアルに当たり利用方法や機器の種類(最低3分野9種類)、貸出期間(最大5か月程度)など必要な事項を定めたものとする。
- ② 機器の選定及び調達
 - ・利用申し込みがあった機器の単純な“貸し出し”ではなく、本事業の目的や事業者の課題を把握しコンサルティング(“一定ロットで導入しないと価値を体感できない機器があること”など)を行った上で真に事業者のニーズにマッチした形で導入すること。
※事業所がトライアルを判断する前に管理者層や現場スタッフが実際に介護ロボット等に触れてみる機会の確保について、別紙をベースに検討し、実施すること。
 - ・トライアル品の調達方法は問わない。
 - ・トライアルすべき機器を具体的に提案(ジャンル・機器名・メーカー名・機能・試用に当たって望ましい台数など)し、その理由を説明するとともに係る機器のトライアルの実施方法についても述べる。
 - ・トライアル品における事故やトラブル対応等も考慮すること。
- ③ 利用者のための受付・試用貸出・相談等窓口の設置
 - ・介護ロボット・ICTに興味がない利用者の利用を促すため、利用者の利便性を最大限考慮した窓口にする。
 - ・操作方法等が分からない時等の相談対応についても考慮すること。
- ④ 機器の貸与等事務の運営
 - ・実機を用いた操作方法等の説明等を行うこと。
- ⑤ トライアル料の徴収
 - ・積極的な参加につながるよう、1回5,000円以下を目安に適切な手数料及び徴収方法を提案すること。
 - ・定めた金額を適正に徴収すること。
- ⑥ 広報や告知・紹介業務
 - ・介護ロボット・ICTに興味がない利用者の利用を促すため、制度趣旨や窓口等の時間帯の記載に加え、制度を活用して事業所が実現できること等が明確に分かるような、印象的な広報チラシ等を作成すること。
- ⑦ 利用者アンケートやヒアリングの実施
 - ・本市担当者と協議しながら効果や満足度が分かり今後の事業に役立てられるような内容を検討しアンケート案やヒアリング項目案を作成、結果の集計、分析を行うこと。
- ⑧ 利用効果等の報告
 - 制度の効果についてまとめた報告書を作成すること。適宜作成した資料等に加え、全体考察(本事業の結果等をまとめて分析、見えてきた課題を整理し、今後の本格実施に向けて取組の方向性の提案等を整理した資料)を付すこと。
- ⑨ 既存のロボット等導入等に関する補助金活用の支援
 - トライアルを行った事業所が購入を検討する際、各種補助事業の紹介や説明、問い合わせ対応など、申請に関する各種支援を行うこと。
- ⑩ 「介護ロボット・ICTトライアル導入事例書」の作成
 - トライアル終了時に、事業所が抱える課題ごとに、介護の質の向上や負担軽減につなげられる機器を具体的な利用状況をベースに紹介する事例書を作成すること。福岡市のホームページに掲載するほか、今後も蓄積し、介護ロボット・ICT普及促進のために活用する。

(3) 業務遂行に当たって提出する書類

① 業務実施体制図

プロジェクトリーダーや各メンバーの役割等。契約締結後 2 週間以内に提出。

② 業務の計画

業務範囲、作業構成、スケジュールなど本業務全体の計画。契約締結後 2 週間以内に提出。

③ 利用状況報告書、課題管理表

利用状況等や課題等を整理し、適宜提出。

④ アンケート集計表やヒアリング結果表

業務終了後に提出。

⑤ 完了報告

本委託業務の完了後、提出。

6 スケジュール（予定）

令和 3 年 9 月（上旬頃）	事業準備（貸出規定作成等）
9 月（下旬頃）	参加事業者募集、順次試用貸出
令和 4 年 3 月	最終報告書提出

7 支払いについて

契約金の支払いについては、後払いとする。

8 成果物

- ・「福岡市介護ロボット・ICTトライアル規程」
- ・「福岡市介護ロボット・ICTトライアル導入事例書」
- ・最終報告書 1 部
- ・上記データ CD-ROM 1 枚(形式はWord、PowerPoint、Excelのいずれか)

9 その他

- (1) 本件委託業務の実施にあたっては福岡市に随時報告し必要に応じて適宜協議するとともに本市担当者の指示に従うこと。また、業務遂行上の疑義が生じた場合は、本市担当者との協議の上で決定すること。
- (2) 本事業の実施にあたっては、福岡市個人情報保護条例第15条および別紙「個人情報・情報資産取扱特事項」を遵守すること。
- (3) 作成した資料・データの著作権は、すべて福岡市に帰属するものとする。
- (4) 福岡市契約事務規則に定める各種様式（着手届・完了届・受渡書など）を適宜提出すること。

【別紙】トライアル前に管理者層や現場スタッフが実際に介護ロボット等に触れてみる機会の確保

※本格導入の検討に真に役立つトライアルとするために、下記の点に留意すること。

1 課題

- (1) 実際の機器を見ずにトライアル機器の導入判断は難しい
⇒事業所が膨大なカタログ等の中から特定の機器を選んで納品する形では、真に事業所の意向や実情に沿った介護ロボット等のトライアルに結びつけられない
- (2) 管理者層だけの意思決定で導入しても定着は難しい
⇒介護ロボット等の導入判断には、現場スタッフの意思も重要な要素
- (3) 展示会方式では介護施設からの来訪が難しい
⇒利便性が高いところにロボット等の展示会場を設けても、来訪に一定の時間がかかるため、一般的に職員の来訪は困難。また、コロナ禍において、不要不急な外出は難しい
- (4) 普及・促進に当たってはPRが重要
⇒トライアル制度を広く周知する必要がある

2 課題を踏まえた介護ロボットトライアルの流れのイメージ

